

解説

枢要徳とは

広辞苑で「枢要徳」という項目を見ると、「〔倫 (cardinal virtues) もろもろの徳の中で最も根本的なもの。プラトン以来、知恵・勇気・節制・正義の四徳が枢要徳として重視され……〕という説明がある。

ここには、われわれが人間として (専門職を持つ者として、もしくは特定の社会の成員としてではなく、その前に) 優れていること、その善さ、を決める中心的な徳が四つ、プラトンにしたがって挙げられている。もっとも、ここでただちに付け加えておくことがある。人間として徳という点で優れているというのは、単なる個人や私人のことではなく、何らかの共同体 (社会的全体) の一員としての人間のことであり、その徳と行為が問題になっているということである。何らかの共同体の成員として個人が、そして個人の行為が優れている、善い、とされるときの四つの徳、それが四枢要徳である。徳とは、個人の共同体性を重視するものであり、何らかの共同体の善の実現に関わるものとしての徳——獲得された優れた習慣 (ハビトゥス) ——の倫理である。当然、「国家社会的な政治に携わるときの、すなわち political な行為」、「市民・公民としての行為」の選びと、その種の行為を容易にする徳が問題となる。もちろん、具体的・個別的なわたしが、あなたが、彼/彼女が、そのような徳の習得の主体であり、また、思索の足場が具体的・歴史的な特定の社会にあることは、言うまでもない。

プラトンとアリストテレス (後者は「知恵 (sophia)」ではなく「思慮 (phronesis)」で一貫させる) を中心とした古典古代のギリシアに源流をもつこのような徳の倫理学の伝統は、西洋では長い間、多少の曲折を経ながらも、ほぼ変わらない姿で受け継がれ、研究され、また陰に陽に教えられてきたように思われる。「ただしい人間」「善い人間」として、反対に「不正な人間」「悪い人間」として、人々を評価するときの基準とされてきたことになる。

まず、これをローマの世界に広めたのが、哲学者でありかつローマの国政に大きく携わったキケローであった。かれによれば、枢要徳とは思慮・正義・勇気・節制の四つであり、かつ、重要性からしてこの順位でなければならぬ (『発想論 (*De Inventone*)』2-53、『義務について (*De officis*)』3-25)。

もちろん、その後、キリスト教という西洋文化のもう一つの源流がこれに合流し、別種の徳 (なかでも、対神徳と呼ばれる信仰と希望と愛) が、「善い人間」の模範像を決めるものとして加わり、さらには四枢要徳を基礎付けることになる。しかし、「四枢要徳」の流れが見えなくなることはなく、かえって、「自然的な四枢要徳」と「超自然的な対神徳」というように、それぞれを際立たせる形で、双方の関係が深求され、徳の理論が仕上げられる、という方向に進んでいる。なかでも、中世最盛期のトマス・アクィナスの『神学大全』において、二色の流れの関連が明確にされて、これがさらにルネサンス・近世へと受け継がれる。

われわれはその流れの断面を、寓意的に、たとえばラファエッロの有名な壁画 (1508~1511年作、ヴァチカン宮殿の署名の間のフレスコ画) に見ることができる。思慮の女性像を中心に、左右に勇気と節制の女性像が描かれており、信仰と希望と愛を示す三体の小天使 (プットー) も配されているという。思慮は天使の差し出す「良心の鏡」でおのれを確かめている。その真上の天井に、右手に剣を、左手に水平で偏らない天秤をもち、目を伏せて構えている女神が正義である。「誰にでもその人のもの (ius suum) を帰属させる」と書かれたプラカードが天使たちによって掲げられ、正義像の横には、旧約聖書から「ソロモンの裁判 (ソロモンの知恵)」の場面が添えてある、といったぐあいである。また、この種の寓意像がスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラの総会堂、またウィーンのカールスキルへ教会にも描かれていると聞く。どれも16世紀、教会建築のなかに描かれた「四枢要徳」である。

これは西洋だけに限られたことではなかった。大航海時代に、遠く東のはて日本にも伝えられ教えられていることは、あまり知られていないかもしれない。

キリスト教の教理書は上述の徳論を人間の方——あるべき姿——として含み、それが日本におけるキリスト教宣教のさいに使われ、イエズス会において教科書として刊行されているのである。日本最初の活版印刷本 (木活字) 『どちりいなきりしたん』がそれである (1591年刊)。これは、おおよそ、当時ポルトガル等で広く使われていたイエズス会公認の *doctrina christiã* に従った日本人向けの「キリスト教要理」であるが、その中に、四枢要徳が上述の順序で挙げられている。思慮 (prudencia) 「ふるでんしや」は、1600年版『どちりなぎりしたん』では「ぶるでんしやとて賢慮の善」 (1595年に天草で刊行された『羅葡日辞典』 (新版が *Lexicon Latino-Iaponicum* として1870年にローマで) には「賢さ、知恵、分別」) との説明があり、以下、正義 (iusticia) 「じゆすちしあ」は同「憲法 (けんぽう) の善」 (同「憲法」)、勇気 (fortaleza) 「ほるたれざ」は同「つよさ心の善」 (同「つよさ、心の猛さ」)、節制 (temperança) 「てんへらんさ」は同「色身の上に中庸を守る善」 (同「中庸を守ることをいう、もしくは控え」) といった日本語が当てられている (亀井・チースリク著『日本イエズス会キリシタン要理』等)。

また、同時代の中国においても、同じくイエズス会士マテオ・リッチ (利瑪竇) の名著『天主実義』 (1603年、北京) 等、儒教との異同にも触れる優れたキリスト教要理書が刊行されており、これらは会本部から然るべき出版認可を得たものであるから、四枢要徳についても折に触れて紹介され討論され、教えられただろうと推測される。『天主実義』は1605年広東で重刻され、この版が「いわゆる日本向けの出版と称されるもの」 (『天主実義』平凡社「東洋文庫728」、解説325ページ) であることを付け加えておこう。

ビーバーの徳論

本書の著者ヨゼフ・ビーバーは三つの対神徳と四つの枢要徳それぞれについて単行本を出している。そして、1964年、四枢要徳だけをまとめて一冊の合本とし、「四頭立て二輪戦車、思慮・正義・勇氣・節制」のタイトルで出版した（ただし、豊富な注をすべて省く）。また、全く同様の仕方で、2004年（生誕100年記念）には、「諸徳について」と題して、四枢要徳だけの合本が刊行されており、その順序と内容（わずかの箇所を除いて）も変わっていない。

本訳書も、ドイツ語版合本と同様、また英訳本（*Four Cardinal Virtues*）同様、四枢要徳それぞれの単行本すべてを訳出して一冊にした合本であり（ただし、英訳版と同じく豊富な注をもらさず付けた上で、さらに英訳版では訳出されていないラテン語とフランス語の長い注も和訳した上で）、キリスト教的な対神徳それぞれの単行本は含まれていない。

そうすると、本書の「四枢要徳」は、ギリシア・ローマの源流のものであってキリスト教との直接のつながりを前提としていない、と言っても言い過ぎにはならないようにも見える。その当否はさておき、さし当たって、洋の東西を問わず、また古今を問わず、「人間である限り」、という、人間について自然本性的に問題にされうる徳が、本書のタイトルの意味するところである、ということを見失ってはならないであろう。

また、ビーバーの関心事がたんなる思想的なことではなくて、今・このわれわれ、今・このわたし自身、あなた自身の「人間らしくある・存在」に関わるものであることについては、かれ自身が注意を喚起しており、訳者も、まずこのことに大いに惹かれたのである。

とすれば、徳の問題そのものに深い関心を持つ者にとっては、本書の内容を支えるかに見えるトマス・アキナス等への言及、そして多くの出典注（とくに、トマスの『神学大全』から）は、読み進むに当たって無視してもかまわないことになる。1964年と2004年のドイツ語合本が、注をすべて省いて本文だけで出版可能であったのは、その証左となろう。ビーバー自身が言っているように、そこで語っているのは歴史的な特定の哲学者・神学者なのではなく、人類の知恵そのものなのである。とすれば、四枢要徳に関して、この意味でもトマスの尊称「共同の教師（ドクトル・コムーニス）」はまかり通ることにもなりそうである。

とはいえ、まず第一に、現代人の徳倫理学への姿勢が、周知のとおり、西欧近世・近代という17世紀以後の哲学の姿貌、知識の革命（いわゆる科学革命）、そして目的的な自然界については不可知であるとの宣言と目的性の無視、さらには、自由主義、個人主義等の風潮、そして近代（資本主義）国家の成立等、といったことと共に、大きく変化しているという事実がある。現今しげく批判にさらされている「西欧近代」的な思潮のなかで、ビーバーが徳倫理学の視点からとくに批判的とするものは、18世紀の啓蒙主義である。伝統といういわば見失われた宝の在処を示し、人類の知的・倫理学的遺産としてそれを復活させるためには、この啓蒙主義（そして、啓蒙主義的な思考との関連で、もしくは反作用として出てくるもの、たとえば主意主義や道徳主義の思潮）の行き過ぎを明確にして、誤りがあればそれを正した上で、本来の徳論の姿を示して見せる必要が出てこよう。もう一つある。

思慮

第Ⅰ部「思慮」においては、ソクラテス・プラトン以来の、「徳は知」であることを条件とする、という主知主義が、それも「善をこそわれわれは愛し、また為さねばならない」ということ、そしてこの直接の帰結である普遍的な根本諸命題（自然本性的な道徳法則とも言われる）の認識と具体的・個別的な現実在の認識がそのまま個別的な決断へと適用されるということ、このことが強調される。前者の適用は、理論知における根本命題（矛盾律等）の適用に比定される。個別的な行為には、現実在（このような根本命題を含んで成り立っている）についての知が刻印されているのでなければならない。ここには、たとえば人間について、人格概念を要件とした「人間本性」の概念と実在の知があり、それを間違いなく個別的な決断に適用する、ということも指摘されている（本書65-66、69ページ）。実在が、そしてその認識が、人間らしい行為の尺度となっていなければならないのである。ちなみに、ビーバーは行為に関わる自然本性的な道徳法則を「より具体的には神の十戒」と言い換えている（38ページ、原注27）。一神教の、ひいてはキリスト教の伝統へのこのような言及は、残りの三部においても、とくに「勇氣」と「節制」において、重要性を増してくる。これを第二のこととして、付け加えておかなければならない。

ただし、思慮には現実在をただしく「沈黙して聞き取る（ver-nehmen）」、もしくは「知覚する、真を見て取る（wahr-nehmen）」という習慣・姿勢が要件とされるのであり、思慮の本来の役割はこのようにな現実在の知覚に基づきながら、目的への道・でだてを調整すること、とも言われる（18ページ）。このような思慮は「知性的な徳」であるが、残り三つの「倫理徳」の固有の目的は、それらが思慮の含む「ただしいことわり（理・道理、orthos logos, recta ratio, rechte Vernunft）」に一致することにある、と言われるとおりであり、思慮こそが徳一般にとって不可欠の尺度であり、形相的条件であり、原因であるとも言われることになる。これがアリストテレスの「思慮（phronesis）」を受けたものであることは、トマスからのビーバーの引用によって明らかである（本文18ページ。『神学大全』2-2,47,6、和訳第17分冊205～06ページ）。

正義

第Ⅱ部「正義」は、本書のなかではもっとも遅く、ビーバー50才の頃（1953年）に出版されている。

徳の**共同体性**は正義（=正義の徳）においてもっともよく知られる。このときのキーワードとなるのは、なかでも、個人の実在的な「権利、当人に帰属するもの、その人のもの」と、同じく実在的な「社会的全体という共同体」、そして社会的全体の保持し目的とすべき価値、すなわち「共通善」である。

まず、正義とは「それによって確固として変わらぬ意志が、誰にでもその人の権利を認めて与えんとする習慣 (habitus) である」(58ページ)と定義される。「その人の権利、その人のもの」、これには各人に自然本性的にある人格としてのもの(人間の自然的基本権)と、契約等、われわれの意志によって生じるものがある。両者は排他的ではなく、また自然的に(自然法に照らして)不正なことをわれわれの意志によって正しいものとして制定することはできない(ビーバーは、一再ならず、ナチス・ドイツ時代の国内法による非人道的な殺戮に言及している)。ただし、注意すべきは、正しい人、正義の徳が徳論の主題なのだから、権利の要求が問題ではなく、「(その)人の権利」を把握した上でそれを返し与えるべきわたしの方の「義務」が問題であり、その義務を遂んで為す習慣を習得している人が「正しい人」と呼ばれる。

ついで、「社会的全体」を実在として把握することから、社会的全体とそのメンバーとしての個人との正義の関係、すなわち分配的正義と、逆の方向の正義の関係、すなわち法的正義(一般的正義とも言う)が、理論的に可能になる。後者は社会的全体に帰属すべき権利をわたしという個人の方から進んで与え返すところの正義の徳であり、前者は社会的全体、たとえば国家(具体的には、国家の管理・支配の責にあるところの「その人(たち)」)の国民個々人にたいする進んで為す義務である。こちらの徳は、財・善の分配の正義であり、その不正義は「依怙ひいき)や「党派性」という不均等をもたらす悪徳である。もちろん、分配が均等に為されることは、個人と個人との交換の正義の均等とは異なり、人格とその重要性を顧慮するという、共通善に参与する度合いに応じた比例的な均等が、分配的正義の尺度となる。交換正義の場合の、物や働きにたいする対価や賃金の支払いとは異なるのである。

いわゆる個人主義については、その筋を通した場合、対等な相手どうしの契約による交換正義だけが唯一の正義になるのにたいして、社会的全体を実在的に理解することによって、別の二種類の正義が理論的に可能になる、ということである。

最後に、この「社会的全体」の存在と切り離せない概念が「共通善 (bonum commune)」の概念である。これをビーバーは「効用善 (bonum utile)」と対比させながら、「それだけとして(手段としてではなく)価値をもつ貴い善 (bonum honestum)」という、伝統の優れた善美として際立たせるのであり、同時に、共通善には個人の善の寄せ集め以上のものがあることを主張する。もちろん、このような共通善の目的には成員個人の有徳性が含まれることは言うまでもなく、善い方向に習慣づけられているということが正義の不可欠の要素となる(73, 172ページ)。共通善の管理者・支配者は、長期的観点から、いまずぐ役立つような効用善ではなく、遠く、いつか役立つような善をも価値ありとして評価できねばならないし、またそれを維持し、育成し、還元(分配的正義)できなければならぬのである。

とくに、共通善の要求する事からには共同体の成員の有徳性 (bonum honestum) にかかわること(礼節あること、怠慢、貞潔、ふしだら等)も含まれるのであり、それを満たそうとする習慣も正義(一般的正義と分配的正義双方)の重要な要素となる(たとえば、192ページ)。

正義の働きは他者にたいする負い目・負債を元どりにすること、埋め合わせをすること、返すことである。ところが、その正義がけっして全うされないような種類の責務関係があることが、人間存在を根本から規定している。正義の相手方である他者が神の場合(敬神religio)、親の場合等(孝養pietas、敬順observantia)、お返しをして「これで済んだ」とは言えない関係である。これらの徳が、正義の定義を踏まえた上で、正義の限界として、正義の徳論のなかで論じられている。

第Ⅱ部「正義」は次の文で締めくくられる。人間関係がただ正義だけでは済まされないという、正義のもう一つの限界をそれは示している。すなわち、正義には愛と憐れみが根を下ろしていなければならぬ。

「正義を求めてやまない人、まさしくそのような人が、本来の負い目・負債を返して埋め合わせを履行することの必要性だけでなく、たとえば借しみなく与えることの必要性も経験する……。一方で、正義のない憐れみは、ことを台なしにする母である、しかし、憐れみのない正義は冷酷なだけである」(133ページ)。

勇気

「傷つく恐れのあるところにだけ勇気がある」という文で、第Ⅲ部「勇気」が始められる。「傷つく」とは、自然のままのわたしの安定した状態が不意ながら傷害を受けること、苦痛と害を受けることであり、その極まるところはわたしの死である。傷つく恐れがあるにもかかわらず、それを恐れず命を賭けるのは、そのようなわたしの安定状態ではないところの何らかの善のためであり、その実現のためである。ところで、人間らしい善とは理性的善であることから、勇気はそれだけでは立たず、自らの重みを思慮と正義という別の徳によって受け取る、と言われる。そのような善に関わるわれわれの本来の「いのち」の無傷の完全性にこそ命を賭ける、ということになる。思慮と正義を抜きにしては、いかなる勇気も勇気ではないのである。守るべき善を知っており、また正義を守ることで、その実現に功ある勇気は褒められるものとなる。

善を、より具体的には正義を守ることが目的であるということは、ほとんどの場合、あえて死を引き受けるということよりも、死を覚悟しながらも懸命に持ちこたえること、すなわち、「善を力いっぱい掴んで離さないこと」が勇気より主要な働きだ、ということになる。

しかし、ビーバーによると、通常の意味での共同体の生における「市民的・政治的)な、「自然的・人間的)な勇気は、勇気という点での完全性(完徳)の第一の段階にすぎない。第二、第三の勇気があるのであり、それによって、厳しい清めの、煉獄的な、いわば「暗夜」(十字架の聖ヨハネの書名)の苦しみに耐え、「愛の炎に」燃やされて清められる、という段階である。そして、これこそが「本来の英雄的な徳」である、とビーバーは言う(本書167ページ)。

ただ、通常の意味での「英雄主義」(稲垣先生が巻頭に書いえられる「エリート)だけでなく、「本来の英雄的な徳」について

もおそらく、それを強調しすぎることになると、徳についても**すべての人間**（何らかの共同体のなかの）にわたる広がりや深みから体系的に論じえたトマス（doctor communis、すなわち「共同、普遍、共通の教師」と呼ばれる）の一面だけを強調することにはならないだろうか。ピーパーは後年、この「勇気」（第Ⅲ部）について振り返り、「そこでは英雄主義が強調されている」（137ページ、訳注）と書いている。

節制

第Ⅳ部の「節制」において、まず、この徳が重要な四枢要徳の一つであることに間違いはないが、徳の共同体性からして第四位であり、最後のものであることに、ピーパーは注意をうながす。ついで、かれはマニ教的な節制とその根底にある人間観を徹底して斥ける。マニ教は——とピーパーは言う——人間の自然のままの生命的な側面、感覚的・感性的な側面を悪とみなす。これにたいして、ピーパーは、神による被造現実在は自然本性的に善であり、人間の勝手な価値判断とは別である。したがってそこに悪はない、という一神教の伝統をただしく踏まえた上で、問題を展開する。勇気の場合、恐れ、怖さという情念が問題であったが、節制においては、主に、怒情と欲情という情念が問題となる。問題とされる情念は、それ自体は端的な悪ではなく、情念を殺すことがこれらの徳の目指すことではないのである。

ここで、徳の一般的な特徴について再確認しておくことがある。徳あるように見える行為と徳との峻別である。徳とは「意志の習慣・ハビトゥス」であり、徳の行為とは区別されなければならない。徳は習慣として各人に得られるべきものである。外に見て取れるだけの行為（徳行）ではなく、また、共同体のなかで何らかの効果や及ぼす結果としての行為だけが問題なのではない。結果としての行為は徳から出てくるとは限らないからである。たとえば、人の目が怖いから不正を行わないのであって、人の目が届かないときには悪事を行う（つとにプラトンが『国家』第二巻の「ギュゲスの指輪」によって示すように、通常のわれわれのもつ悪徳の習慣による。言い換えれば、行為の原理が欲望に置かれている限り）、といった場合である。

節制の習慣をもっていないかとも、怒りを抑えることは可能である。欲情・欲望を抑えることも可能である。顔を真っ赤にして（というのはい言過ぎだが）頑張って抑えることが可能である。怒りが、欲情がすぐそこまで来ているのを、人の目を気にしてか、廻鞘を気にしてか、もしくははいつそう大きな快を得んがためにか、抑制すること、これは人の目や廻鞘の怖さという情念が元の情念を押しつけているだけであって、勇気の人や節制の人のように為していることではない。勇気ある人、節制ある人とは、つまりそれらの徳をもつ人とは、その習慣を確固とした意志としてもっている人のことであり、そのような人にとっては、然るべきときを除いて、怒りや欲情・欲望はそもそも生じないのである。そのことが自然な傾き（第二の自然としての習慣）となっており、頑張って抑える必要がないのである。

これが抑制と節制との違いであるが、一般に、他の徳についても同じことが言いえ、徳とは習慣によって恒常的となつていくところの、したがって、進んで事を行うことのできるころの心の優れた状態である。それは個人の責任において獲得されるものであるから、そのような人柄が共同体からの評価の対象となる。さらには、そのような習慣によって、わたしやあなたの知覚世界もコントロールされている人、まさしくこのような人こそ、徳ある人として褒めるに値する、ということになろう。知覚世界は、ただしい現実性の認識によって、そして意志と情念の躰けによって、全体的に変容を受ける。いや、むしろ、徳の習得によって、真の現実在が知覚され見て取られ（wahr-nehmen）、また、ただしく聞き取られる（ver-nehmen）、と言った方が正確である。

節制について言えば、それは目の欲・好奇心の奔るところに向かわず、真なる現実在をそれとして知覚させるのである（236ページ）。

ピーパーについて

ヨゼフ・ピーパーは1904年にドイツの北西ライネに生まれ、ベルリン大学とミュンスター大学で哲学、法学、社会学を学ぶ。そして、トマス哲学、哲学的人間学、徳倫理学等にかんする優れた著作を出しながら、1946年、ミュンスターのウェストファーレン・ヴィルヘルム大学の正教授（哲学的人間学）に就任する。爾来、この大学で教鞭を執りながら精力的に著作活動を続けた。1981年には国際バルザン賞（Balzan-Preis—1961年の設立。毎年数人の受賞者がいる。たとえば、1962年生物学者フォン・フリッシュ、そして、エキュメニズムの精神ののって第二バチカン公会議を押し進めた教皇ヨハネス23世、1978年マザー・テレサ、1979年心理学者ピアジェ、1989年ユダヤ人哲学者レヴィナス、1997年科学史家ギリスピー、1999年現代フランスの哲学者ポール・リクール等）を受賞。1997年に他界。

かれの60余年にわたる著作活動は、ほぼ1〜2年に1冊ほどの割で続けられているようである。大きく分けて、トマス・アキノナスの哲学と神学に関するもの、プラトンに関するもの、古典キリスト教に関するもの、ゲーテに関するもの等である。扱っている問題は、哲学的人間学、徳倫理学、キリスト教の人間像、社会哲学（政治哲学や法哲学を含む）、大学の理念、文化（人文）哲学等、広範囲である。多くの著作が1版を重ねて読まれ、また英語訳も多い。西洋の古くからの知的伝統を正確に踏まえており、その遺産を現代世界に発信して、多くの人々の共感を呼んでいることを示していると思う。全8巻補遺2巻から成るピーパー著作集（Josef Pieper: *Werke in acht Bänden*, Felix Meiner）があり、さらにはCD-ROMになる著作集もある（*Werke aug CD-ROM*, Wissenschaftliches Buchgesellschaft, Darmstadt 2008）。

徳に関しては、四枢要徳それぞれの単行本が版を重ねている（国立情報学研究所のWebcat検索の結果——日本の大学図書館の蔵書目録——を参考にされたい。「思慮」：1937年初版、1965年には第7版。「正義」：1954年初版、1965年には第4版。「勇気」：1934年初版、1963年には第8版。「節制」：1939年初版、1960年には第8版。いずれもKosel社）。また「信仰」「希望」「愛」それぞれの単行本とともに、英訳も版

